

第3期岐阜県強靱化計画について

～「起きてはならない最悪の事態」の設定～
～「脆弱性評価」の実施～

令和6年9月
危機管理政策課

- 1 「第3期岐阜県強靱化計画」の構成
- 2 強靱化の基本的考え方
- 3 本県の地域特性、計画策定に際して想定するリスク
- 4 脆弱性評価
 - (1) 「起きてはならない最悪の事態」とは
 - (2) 「第3期岐阜県強靱化計画」における「起きてはならない最悪の事態」
 - (3) 「脆弱性評価」とは
 - (4) 「第3期岐阜県強靱化計画」における「脆弱性評価」
- 5 今後のスケジュール

1 「第3期岐阜県強靱化計画」の構成

○ 次期計画となる「第3期岐阜県強靱化計画」については、全6章により構成

はじめに

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間

計画の構成については「第2期岐阜県強靱化計画」と同様の構成

今回検討

第1章 強靱化の基本的考え方

- 1 強靱化の理念
- 2 基本目標
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

第2章 本県の地域特性

- 1 地理的・地形的特性
- 2 気候的特性
- 3 社会経済的特性

第3章 計画策定に際して想定するリスク

- 1 風水害（水害、土砂災害）、渇水、大雪
- 2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）
- 3 火山災害

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- 3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の整理
- 2 施策分野ごとの強靱化の推進方針
- 3 施策目標とする指標の設定

第6章 計画の推進

- 1 施策の重点化
- 2 毎年度のアクションプランの策定
- 3 計画の見直し

2 強靱化の基本的考え方

強靱化の理念 ~強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を次世代に引き継ぐために~

- 想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化する
- 自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ
- 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る
- 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する

県強靱化計画における「基本目標」

現行計画の目標を継承

- 県民の生命の保護が最大限図られること
- 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

国土強靱化基本計画の基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

踏襲

強靱化を推進する上での基本的な方針

現行計画（第2期岐阜県強靱化計画）

- | | |
|-----|---------------------|
| 方針1 | 本県の特性を踏まえた取組推進 |
| 方針2 | 効率的・効果的な取組推進 |
| 方針3 | 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進 |

次期計画（第3期岐阜県強靱化計画）

- | | |
|-----|---|
| 方針1 | 本県の <u>地域</u> 特性を踏まえた取組推進 |
| 方針2 | 効率的・効果的な取組推進 |
| 方針3 | 防災教育・人材育成、 <u>官民連携による地域の防災力強化に向けた取組推進</u> 新規 |
| 方針4 | <u>デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化に向けた取組推進</u> 新規 |

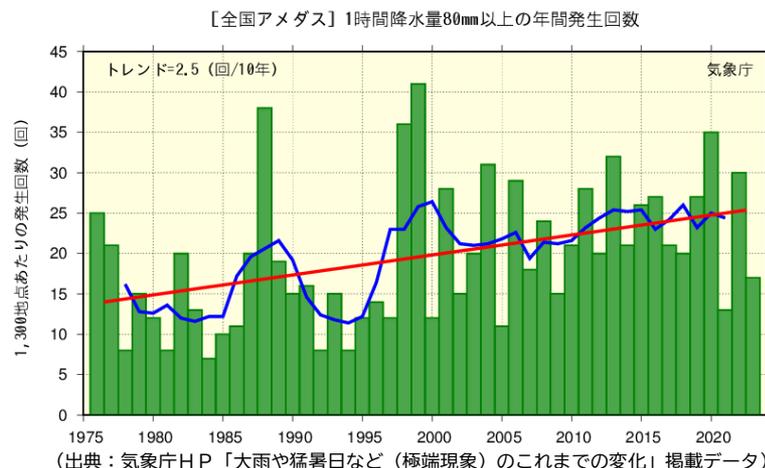
2 強靱化の基本的考え方

国土強靱化基本計画及び近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、「第3期岐阜県強靱化計画」の基本的な方針に新たに追加した項目のポイント

※ ◎は主に「能登半島地震」に関連する項目

方針1 本県の地域特性を踏まえた取組推進

- 気候変動リスクを踏まえた上で、防災・減災対策の取組みを推進
 - ・気候変動に伴う短期的・局地的な豪雨は全国的に増加傾向であり、今後、地球温暖化の進行に伴い、豪雨の強度と頻度の増加が懸念される
- ◎ 過去の災害教訓の活用と、能登半島地震を踏まえた本県の震災対策の見直し内容を念頭に置いて取組みを推進
- 人口減少や過疎化の進行に加え、新たな感染症の流行など、現行計画策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえた取組みを推進
 - ・新型コロナウイルス感染症まん延下における災害対応など、「第2期岐阜県強靱化計画」策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえる必要がある



方針2 効率的・効果的な取組推進

- ◎ 地方公共団体との災害協力協定の締結及び協定内容の充実化に取組み、災害時における支援・受援体制の強化を推進
 - ・災害発生に備え、近隣の市町村や都道府県、さらには災害の影響が及ばない遠隔地の地方公共団体等が相互に災害協力協定を締結することで、地域連携体制を構築・強化する必要がある
- 令和5年6月に策定が法定化された「国土強靱化実施中期計画」も踏まえた強靱な県土づくりを推進
 - ・中長期的かつ明確な見通しのもと、国土強靱化に関する施策を着実に推進するため、国において「国土強靱化実施中期計画」を策定することが法定化
 - ・こうした新たな計画も踏まえながら、引き続き必要となる予算・財源の安定的確保に取組み、強靱な県土づくりを強力かつ継続的に進める必要がある

災害協力協定に基づく支援・受援体制の強化



- 【中部9県1市災害時等応援協定にかかる連絡会議】
- ▶ 能登半島地震の発生を受け、災害時等における応援協定を結ぶ中部9県1市の知事、市長による会議を開催
 - ▶ 能登半島地震による被災状況や今後の支援方針等を確認



- 【セイノーホールディングス(株)との包括連携協定】
- ▶ 地方創生に関するさまざまな分野で相互に協力し、連携した取組み等を実施
 - ▶ 防災・減災に関する支援のほか、地域交通や物流課題の解決に関する事等、7つの項目からなる連携協定を締結

2 強靱化の基本的考え方

方針3 防災教育・人材育成、官民連携による地域の防災力強化に向けた取組推進 国基本計画を踏まえ新たに追加

◎ 災害関連死を最大限防止することを念頭に置いた、避難所の環境改善や被災者の心身のケアのための取組を推進

- ・能登半島地震では、避難所の開設や運営に際し、プライバシーや衛生環境の確保などの様々な課題が見られている
- ・災害関連死を防ぐためには、自主避難や2次避難も含めた避難生活の更なる環境改善、応急仮設住宅の早期供給に向けた取組を進めていく必要がある

○ 県・市町村・関係機関が連携した訓練による人材育成を推進

- ・引き続き関係機関の連携による総合的な訓練を実施し、災害対応力を強化する必要がある
- ・県による訓練のみではなく、学校や職場、地域の自治組織等での様々な防災訓練や防災教育等を推進し、地域の防災人材を育成する必要がある

能登半島地震における本県の避難所運営支援（石川県輪島市での事例）



- ▶ 石川県輪島市内3カ所の避難所運営を支援
- ▶ 「岐阜県避難所運営ガイドライン」に基づき、避難者名簿の整備、間仕切りの設置によるプライバシー空間の確保等、避難所の環境整備を実施

大規模地震を想定した災害対応訓練



- ▶ 毎年、大雨や地震による自然災害を想定した図上訓練を実施
- ▶ 新庁舎で初めて実施した令和4年の図上訓練には、県、警察、自衛隊、交通機関等の9機関、約450人が参加。およそ300人の職員が、県庁舎5階の危機管理フロアに参集

方針4 デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化に向けた取組推進

国基本計画を踏まえ新たに追加

◎ デジタル技術を最大限活用し、防災・減災、国土強靱化の取組を推進

- ・少子高齢化が進む中で、限られた人員でも効率的に激甚化・頻発化する災害に対応できるようにする必要がある
- ・デジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組により、災害発生時のみではなく、災害予測や復興など、様々な段階においてデジタルを活用した対応力の強化を進めていくことが重要となる

◎ ドローンや可搬型の衛星アンテナなど、災害対応上有効と認められる新技術の活用場面や効果的な活用方法の検討を推進

- ・能登半島地震による被災地では、物資輸送が可能な「ドローン」や人工衛星により通信を確保する「衛星インターネット」など、新たな技術を活用して対処する事例が見受けられた
- ・本県においても、災害時における新技術の活用を見据え、能登半島地震での活用事例等も踏まえながら、さらなる検討を進めていく必要がある

能登半島地震におけるデジタル等新技術の活用事例



【孤立集落等へのドローンを活用した物資輸送】

車両等による輸送が困難な地域や有人航空機の離着陸が困難な地域へのドローンによる物資の輸送



- ▶ 能登町では、政府の現地リエゾンが入り、事業者の協力を調整
- ▶ 自治体からドローンを保有する団体へ協力を要請した事例では、団体が会員企業と連携し、機体と操縦者を現地に派遣



【衛星インターネットを活用した通信環境の復旧・確保】

- ▶ 可搬型の衛星アンテナの設置より、インターネット回線の通信環境を確保
- ▶ 可搬型の衛星インターネット機器を活用し携帯電話基地局を応急復旧
- ▶ 避難所等に設置し、衛星インターネットを提供

出典：令和6年能登半島地震に係る検証チーム
「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術 ～自治体等活用促進がウ～」

3 本県の地域特性、計画策定に際して想定するリスク

本県の地域特性

地理的・地形的特性	清流の国・木の国山の国	日本の真ん中に位置する内陸県
	南海トラフ地震や内陸直下地震の発生が懸念	御嵩町を中心とする中濃・東濃地域に亜炭鉱廃坑が存在
	県内の道路施設数・河川管理延長は全国トップクラス	
気候的特性	多雨地域であり、近年、短期的・局地的豪雨が増加傾向	
社会経済的特性	日本を支える中部圏経済の一翼	自動車依存度の高さ
	長期にわたる人口減少・少子高齢化の進展	災害時に支援を要する高齢者や障がいのある方は増加
	医療・介護人材の育成	地域の安全・安心を担う人材が減少傾向
	県内在住外国人や外国人観光客の増加 【追加】	

計画策定に際して想定するリスク

<h3>風水害、渇水、大雪</h3> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に短期的・局地的豪雨が頻発。強い雨は、40年前と比較すると2倍程度増加 風水害のほか、渇水や大雪による被害もしばしば発生している <p>【令和2年7月豪雨(白川町)】 【令和3年8月の大雨(下呂市)】</p> 	<h3>巨大地震</h3> <ul style="list-style-type: none"> 本県では、日本史上最大級の内陸直下地震である濃尾地震が過去に発生 県内には複数の活断層が確認されており、広い範囲にわたる防災・減災対策が必要 <p>【濃尾大震災(大垣市)】 【能登半島地震(輪島市)】</p>  <p>(岐阜県歴史資料館所蔵)</p>	<h3>火山災害</h3> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年には、戦後最悪の火山災害となった御嶽山の噴火が発生 県内には5つの活火山(御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山、アカダナ山)が存在 <p>【御嶽山(全景)】 【御嶽山の噴火】</p> 
---	---	---

4 脆弱性評価

(1) 「起きてはならない最悪の事態」とは

「起きてはならない最悪の事態」の概要

- 「起きてはならない最悪の事態」は、これまでの自然災害経験等から、国土強靱化に向けた取組み目標の達成の妨げになるものを網羅的に洗い出した上で整理したもの
- 国土強靱化基本計画の策定に係る「脆弱性評価」の実施に当たっては、あらかじめ「起きてはならない最悪の事態」を想定することとされている（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第17条第3項）

【計画の見直しの手順】

① 計画の見直しの検討着手

② 「起きてはならない最悪の事態」の見直し

③ 「最悪の事態」を踏まえた「脆弱性評価」の実施

④ 「脆弱性評価」を踏まえた「推進方針」の決定

【「国土強靱化基本計画」における最悪の事態】

- ・ 計画の基本目標を踏まえ、「直接死の防止」や「行政機能の確保」、「迅速な復興」といった視点で、6つの“事前に備えるべき目標”を設定
- ・ “事前に備えるべき目標”に対し、「施設等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生」や「救助・救急活動等の絶対的不足」など、近年の自然災害教訓や社会情勢等を踏まえ、計35の“起きてはならない最悪の事態”を設定

「第3期岐阜県強靱化計画」における“最悪の事態”の設定に当たっては、「国土強靱化基本計画」で設定されている“最悪の事態”の内容も踏まえる

4 脆弱性評価

(2) 「第3期岐阜県強靱化計画」における「起きてはならない最悪の事態」

- 「国土強靱化基本計画」や本県における直近の災害教訓に加え、令和6年能登半島地震での事象も踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」の追加・修正・統合を実施
- 「第3期岐阜県強靱化計画」では、7つの「事前に備えるべき目標」に対し、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を29項目設定

[朱]: 「国土強靱化基本計画」における“最悪の事態”を踏まえ「第2期岐阜県強靱化計画」から追記・修正をした内容

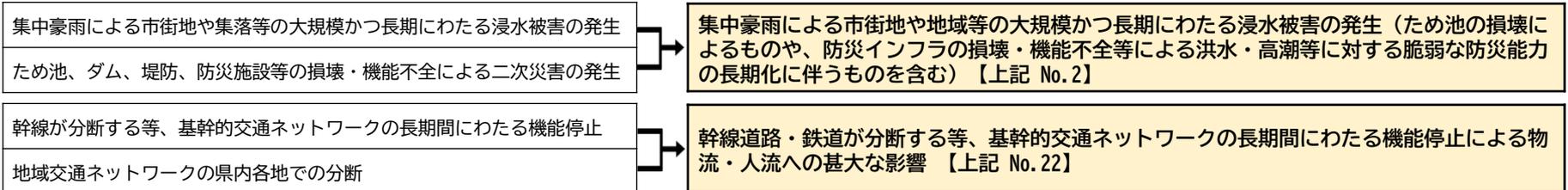
[緑]: 本県における直近の災害教訓や令和6年能登半島地震での事象を踏まえ、県独自に追記・修正をした内容

事前に備えるべき目標・起きてはならない最悪の事態	能登半島地震で見られた主な事象
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	・住宅の耐震化率が全国(87%)の半分程度であった一部自治体において、住宅倒壊による甚大な被害が発生
2 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	・古い木造住宅が密集した地域で倒壊、出火したことから、十分な初期消火が阻害され、火災被害が拡大
3 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)や火山噴火(火山噴出物の流出等を含む)による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生	・高齢者世帯にとっては耐震改修を行うインセンティブが働きづらいこと、個人資産ゆえに公費による全額支援や耐震改修の義務化が困難であることなどにより、耐震化率が低調
4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地崩壊に伴う死傷者の発生	・被災、断水等により、多数の消火栓が使用不可となる事態が発生
5 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生	・「天然ダム」が複数確認され、河道埋塞による浸水被害が発生
6 暴風雪や豪雪等に伴う災害(孤立、大規模車両滞留など)による多数の死傷者の発生	・ため池等の被災により、農業用水が確保できず営農に支障が発生 ・実在しない住所からの救助要請など、虚偽情報がSNSで拡散
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
7 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	・多数の水道施設が被災し、最大約11万戸で断水が発生
8 道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生	・約3,000本の電柱の損壊し、最大約4万戸で停電が発生
9 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足	・土砂崩れ等による道路の寸断で、最大24地区3,345人が孤立
10 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	・道路の損壊、土砂崩れ、電柱倒壊などが相次ぎ、緊急輸送道路を含めた多くの道路で通行止めが発生
11 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生	・被災により医療機関や高齢者施設等が十分に機能を発揮できず、広域的な搬送により対応せざるを得なかった事案が発生
12 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱	・元日に防災し、普段の住民に帰省者等が加わり、避難者が避難所の定員を上回る事態が発生
13 大規模な自然災害と感染症との同時発生	・活動量が低下している高齢者が多く、筋力低下や感染症や疲れなどに伴う災害関連死のリスクが増加

4 脆弱性評価

事前に備えるべき目標・起きてはならない最悪の事態	能登半島地震で見られた主な事象
3 必要不可欠な行政機能を確保する	
14 県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、 受援体制の不備 による行政機能の大幅な低下	・発災日の参集職員の割合が2～4割にとどまった自治体が発生
15 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	・住家の空き巣や避難所での置き引きが複数発生
4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	
16 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響	・飲料用ペットボトル及び貯水タンクによる生活用水の供給について、発災後2か月が経過しても不足を訴える避難者の声が続
17 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	・国による「プッシュ型支援」により食料や毛布、衛生用品などが送られたが、物資の偏りや不足が発生
18 食料や物資の供給の途絶、 分配体制の不備等に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響	・企業、個人からの物資支援の打診を、膨大な仕分け作業を理由に、やむを得ず辞退せざるを得ない事態が発生
19 異常湧水等による用水の供給の途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
20 農地・森林や生態系等の被害に伴う 県土の荒廃・多面的機能の低下	
5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
21 ライフライン（電気、ガス、 石油 、上下水道等）の長期間・ 大規模 にわたる機能停止	・東日本大震災や熊本地震と比べて水道の復旧が遅延
22 幹線 道路・鉄道 が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による 物流・人流への甚大な影響	・道路を閉塞している建物の撤去への着手が進まず、その後の復旧・復興全体に影響が発生
6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
23 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	・処理能力を超えたごみの発生や、し尿処理施設の被災により、広域的な廃棄物処理対応が必要となる事態が発生
24 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等 による復旧・復興の大幅な遅れ	・熊本地震と比較して、発災初期のボランティアの入りが低調
25 公共施設 の損壊や広域的に地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ	・道路啓開に時間を要したことや、多くの被災箇所に対し、限られた技術職員での対応を強いられ、迅速な復旧に影響が発生
26 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、 地域産業の担い手の長期避難 等による有形・無形の文化の衰退・喪失	・発災後3か月で完成した仮設住宅は、全体計画の約3割
27 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・応急仮設住宅への入居に伴い、コミュニティが失われ、孤独死につながるおそれや、地元での生活を希望する避難者は、県外のみなし仮設住宅や公営住宅への入居を敬遠
28 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	
7 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合でも被害を最小限に抑える	
29 孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態	・「孤立の長期化」「救助・救急活動等の遅れ」「物資の供給途絶」などの複数事象の同時発生による復旧・復興の長期化

【統合する「起きてはならない最悪の事態」】



4 脆弱性評価

<参考：「国土強靱化基本計画」見直し後の「起きてはならない最悪の事態」>

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		4 経済活動を機能不全に陥らせない	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生	4-3	海上輸送機能の停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）	4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生	4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができずに避難行動や救助・支援が遅れる事態
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	5-2	電力ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生		
3 必要不可欠な行政機能を確保する		6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	6-2	災害復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

4 脆弱性評価

(3) 「脆弱性評価」とは

脆弱性評価の概要

- 「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、それらを回避するために“現在の取組みでは足りない部分”や“今後進めていく必要がある強靱化に関する取組み”を整理・分析する
- 「脆弱性評価」の結果を踏まえ、強靱化計画に基づいて今後進めていく施策を「推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）」として整理する

【計画の見直しの手順】

① 計画の見直しの検討着手

② 「起きてはならない最悪の事態」の見直し

③ 「最悪の事態」を踏まえた「脆弱性評価」の実施

④ 「脆弱性評価」を踏まえた「推進方針」の決定

【「国土強靱化基本計画」における脆弱性評価】

- ・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第17条で定める“脆弱性評価”を実施
- ・“脆弱性評価”の結果を踏まえ、「ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせとデジタル活用による効率化」や「リダンダンシーの確保とBCPの策定・実効性担保」など、今後の国土強靱化政策の推進に当たる配慮事項や方向性を決定

「国土強靱化基本計画」における“脆弱性評価”とこれまでの本県における“脆弱性評価”を比較し、新たな項目の追加等についても検討

4 脆弱性評価

(4) 「第3期岐阜県強靱化計画」における「脆弱性評価」

○ 「脆弱性評価」の項目数

216項目（第2期計画） ➔ 288項目（第3期計画）

○ 第3期計画における「脆弱性評価」については、特に以下の点に主眼をおいて見直しを実施

見直し後の「国土強靱化基本計画」における「脆弱性評価」の結果

- 令和5年7月に見直しが行われた「国土強靱化基本計画」の「脆弱性評価」において、新たに追加された観点や内容を、次期県強靱化計画の「脆弱性評価」にも反映
- なお、「国土強靱化基本計画」については、平成30年12月の前回基本計画策定時以降に発生した以下の災害の教訓を踏まえた見直しが行われている

▶ 令和元年房総半島台風（台風第15号）

▶ 令和元年東日本台風（台風第19号）

▶ 令和2年7月豪雨（球磨川等氾濫）

▶ 令和2年12月から令和3年1月の大雪による災害（関越自動車道・北陸自動車道の車両滞留）

▶ 令和3年7月の大雨（伊豆山（熱海市）における土石流災害）

▶ 令和3年8月の大雨（六角川（武雄市）周辺浸水）

▶ 令和4年3月の福島県沖を震源とする地震（東北新幹線運休）

▶ 令和4年8月の大雨

等

令和6年能登半島地震で明らかになった課題・今後の対策の方向性

- 「孤立やライフライン途絶の長期化への対策強化」「建物耐震化の促進」「避難所における生活・衛生環境の改善」「災害対策における県・市町村間の連携強化」の4つのテーマを軸に実施した、能登半島地震を踏まえた震災対策の見直しにおいて明らかとなった“課題”や“今後の対策の方向性”を反映
- 「国土強靱化基本計画」における国土強靱化を推進する上での基本的な方針において、新たな柱とされた“デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化”及び“地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）”との関連性についても考慮

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

（住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進）

- 地震による死傷者や道路閉塞の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、**耐震診断、耐震改修工事等に対する、国、県及び市町村による支援を行うとともに、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援を検討する**ほか、**戸別訪問、建築物耐震改修説明会、リフォーム事業者に対する講習会など、普及啓発を実施する必要がある**。また、耐震診断義務化対象建築物のうち、耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。さらに、**倒壊の危険がある民間ブロック塀の除去や、既存天井（吊り天井）の耐震改修が進むよう支援する必要がある**。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることが重要である。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐことが重要である。
- ・耐震化に向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物の耐震診断・改修への支援を行う。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・建築物の耐震化の推進
 - ➡ 古い住宅が多い地域など、重点的に耐震化啓発を行う地域の抽出及び戸別訪問による啓発の強化
- 耐震診断・耐震改修工事に対する支援の継続、部分的な耐震補強（耐震シェルターなど）に対する支援の検討

【能登半島地震：地震による家屋の倒壊】



（道路啓開の迅速な実施）

- 令和6年能登半島地震では、道路啓開に時間を要し、安否確認や救急活動などに支障が生じたことから、**早期の応急復旧に向け、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の増強や、道の駅等への備蓄倉庫を整備する必要がある**。また、関係機関と連携した訓練を継続的に実施し、**発災時に道路啓開計画に基づく対応を確実かつ迅速に実施する体制を確保する必要がある**。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実等により多様な提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。
- ・大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化しておく必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・道路の損壊や土砂崩れなどによる多数の交通寸断の発生
 - ➡ 道路の迅速な応急復旧を実施する体制の強化

【能登半島地震：地震による道路の損壊】



4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（総合的な水害対策の推進）

○ 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨のように治水安全度が低い県管理中小河川における水害が頻発している。このため、**河川改修やダム建設などの対策をより一層加速するとともに、流域に住む全ての人々が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。**

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの河川整備や下水道・海岸の整備をより一層加速するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の流域対策等を推進し、「流域治水推進行動計画」に基づき関係行政機関が緊密に連携・協力の下、上流・下流や本川・支川の流域全体を見据え、事前防災のためのハード・ソフト一体となった流域治水の取組を強化する必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・天然ダム等地震との複合災害発生の懸念
 - ➔ 複合災害の被害を軽減するインフラ整備の強化
 - 天然ダム被災の早期把握や被災後の迅速な応急復旧を実施する体制の強化
 - 被災後も避難判断に直結した情報を提供する体制の強化



（農業用ため池の防災対策の推進）

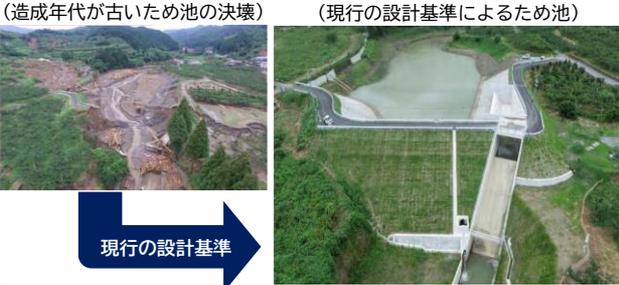
○ 農業用ため池の多くは、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置されておらず、地震又は豪雨による決壊の危険性があることから、**防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度を踏まえ、地震・豪雨耐性評価を実施し、必要な防災工事を計画的に実施する必要がある。**また、**市町村に対し、ハザードマップの周知を促すなど、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組を継続する必要がある。**

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進していく必要がある。また、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・天然ダム等地震との複合災害発生の懸念
 - ➔ 複合災害の被害を軽減するインフラ整備の強化



〔出典：R6.2 農林水産省「令和6年能登半島地震により被災された農林水産業関係者の皆様へ」〕

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

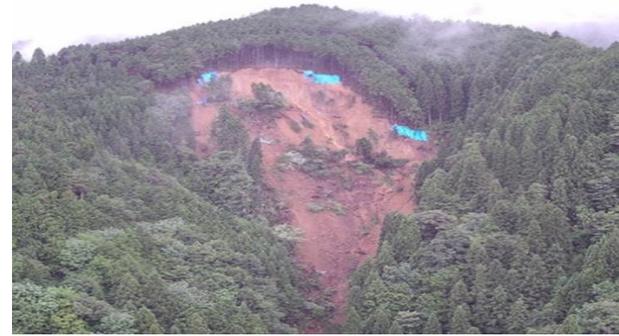
※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）や火山噴火（火山噴出物の流出等を含む）による地域等の壊滅や甚大な人的被害の発生

（総合的な土砂災害対策の推進）

- これまでの**要配慮者利用施設や避難所への対策に加え、重要な防災拠点となる市町村役場等への対策にも取り組むほか、緊急輸送道路や孤立が予想される集落等を保全する施設整備を推進する**必要がある。また、**土砂と洪水が重なり被害が拡大する恐れのある流域を調査・把握する**必要がある。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、**土砂災害警戒区域を指定し、地形の改変等があった区域の見直しを実施する**必要がある。また、**ポータルサイトや周知看板により土砂災害警戒区域の指定状況を周知することに加え、これまでに蓄積した災害等の情報を活用してより精度の高い土砂災害警戒情報を提供していく**必要がある。
さらに、**市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をする**とともに、平成29年の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)の改正により**要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する**必要がある。

【令和2年7月豪雨：奥田洞谷(郡上市大和町島)における土砂災害】



【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・ 将来見込まれる気候変動を踏まえ、過去に発生履歴を有する等、土砂・洪水氾濫の蓋然性が高い流域において砂防堰堤等の整備等を行うのみならず、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する等、対策の優先度が高い流域を調査により抽出・選定した上で、必要な対策を講じていくことが重要である。
- ・ 頻発化する土砂災害に対し、高精度な地形図を活用した基礎調査を実施し、引き続き土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、都道府県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の精度向上等に取り組むことで、住民等の円滑な避難を促進する必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・ 天然ダム等地震との複合災害発生の懸念
➔ 被災後も避難判断に直結した情報を提供する体制の強化、複合災害の被害を軽減するインフラ整備の強化

（火山災害対策の推進）

- 登山届の提出について更なる促進を図るため、**登山届の作成・提出がスマートフォンから容易に提出できる登山アプリ等を用いたオンラインによる登山届の提出について**、ホームページ、雑誌、ポスター、チラシなどのあらゆる広報媒体を用いて、**周知を行っていく**必要がある。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・ 火山噴火や火山噴出物の流出に伴う土砂災害の被害を防止・軽減するため、ハート・リフト両面から対策を講ずるとともに、退避壕・退避舎等の整備を進めていく必要がある。
- ・ 火山噴火や避難に関する情報は、地域住民のみならず、観光客や外国人等が理解しやすいよう、発信する内容、手段（多言語化を含む）等を工夫して行う必要がある。

【登山アプリ「YAMAP」】

- ▶ アプリから登山届の提出が可能
- ▶ 登山者の有無や登山ルートの確認、入山禁止情報の周知も可能
- ▶ 令和5年に(株)ヤママップ、県、県警の3者による連携協定締結

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生

(住民全体での避難対策の強化)

- 令和5年度の県政モニターアンケート調査結果によると、「南海トラフ地震臨時情報を知っていた」と回答された割合が約3割と低く、**県民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う必要がある**。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針」の随時の見直しも含め、**土砂災害特別警戒区域など事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める必要がある**。

<参考：「南海トラフ地震臨時情報」の発表について> ※令和6年8月の日向灘を震源とする地震の際に初めて「巨大地震注意」を発表
 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」において、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報

巨大地震警戒	南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上の地震が発生した場合
巨大地震注意	南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合 等
調査終了	上記の条件を満たさない場合

暴風雪や豪雪等に伴う災害（孤立、大規模車両滞留など）による多数の死傷者の発生

(道路における大雪対策)

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図るため、引き続き除雪作業に使用する**除雪機や除雪基地の増強、カメラ等の観測機器の整備や積雪・凍結センサー等による路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある**。また、**関係機関と連携し、予防的通行止めを確実に実施し、車両の滞留防止を図るとともに、車両の滞留が発生した際には、市町村、警察など関係機関と連携し、早期解消を図る必要がある**。
- 大雪等による大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、「岐阜県雪害タイムライン」に基づき、**不要不急の外出抑制など行動変容を促すための県民への呼びかけ、各種防災情報や避難情報を一元的に分かりやすく提供する「岐阜県総合防災ポータル」やSNSの効果的な活用、災害応援協定の締結事業者との連携対応といった取組みを進めていく必要がある**。また、**AI等の活用により、車両のスタック情報を迅速に収集するとともに、車両滞留の兆候が見られた際には、関係機関と速やかに情報を共有し、応急対応を行う必要がある**。**新規**

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・大規模な車両滞留の発生や長時間の通行止めによる死傷者の発生を防ぐため、冬期道路交通確保に向けた各道路管理者との更なる連携強化、出控えなどの行動変容を促す取組、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含めた躊躇ない通行止めなどを推進するほか、地域の実情に応じて、高速道路の暫定2車線区間や主要国道の4車線化、付加車線や登坂車線の設置、バypass等の迂回路整備等を実施することを通じ、基幹的な道路ネットワークの強化など、ハード・ソフト両面からの対策を継続する必要がある。



【令和6年1月の大雪時におけるAI(ｽﾞﾟｸﾞｲ)での車両滞留の覚知】
 ▶ 名神高速道路上(関ヶ原町)における車両滞留の兆候をｽﾞﾟｸﾞｲで覚知
 ▶ 初回中日本や中部地方整備局に情報提供するとともに、詳細を確認するよう依頼

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

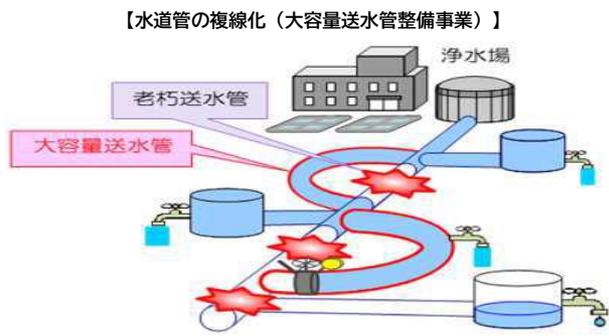
- **県営水道**については、大規模地震対策及び老朽化対策として、**既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備を計画的に推進する**必要がある。
- 引き続き各市町村に対する、上水道施設における耐震化の現状の周知などにより、**市町村における上水道施設や基幹管路の耐震化を促進する**必要がある。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・水道事業者によるメンテナンスの取組や耐震化計画の作成、管路の更新を促進するなどにより、耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・上下水道管の耐震化不足や液状化などによる被災
 - ➔ 上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化の推進
 - 避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化の促進



道路寸断等による多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生

(孤立地域の発生に備えた通信手段の確保)

- 引き続き孤立地域に支援を行う上で通信の確保は不可欠であることから、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の**衛星携帯電話などの通信手段や非常用電源の確保を促進する**必要がある。また、**令和6年能登半島地震でも活用された民間の衛星通信機器をはじめとする新技術・デジタル技術を用いた通信手段の確保を検討する**必要がある。

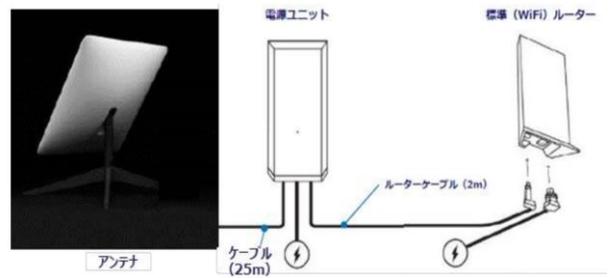
【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・食料調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービス・電力供給システムの強靱化やバックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化等を行う必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・道路寸断による孤立の多数同時発生
- ・新技術を活用した震災対策の必要性
 - ➔ 衛星インターネット等を活用した通信手段の確保
 - 防災DXによる官民が連携した防災情報等の有効活用の検討

【衛星インターネット】 携帯電話が使えない場所でWi-Fiを多人数で使える



【出典：R6.7.31 総務省「令和6年能登半島地震を踏まえた通信・放送分野の大規模災害対策について」】

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルート寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(警察災害派遣隊の体制強化)

- **県警察災害派遣隊について**、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、**装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施し、部隊の対処能力の向上を図る**必要がある。また、部隊の活動拠点における**防寒対策、熱中症対策を考慮した環境整備や資機材・装備についても、充実を図る**必要がある。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・警察施設の耐災害性強化を促進するとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活動に必要な通信設備、通信指令設備の更新整備や、警察用航空機等の更新及び運用体制の強化、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練、ドローンの運用訓練を通じ、警察災害派遣隊の対処能力の更なる向上に取り組む等ハード・ソフト一体となって災害対処能力の一層の向上を図る。

【能登半島地震における広域緊急援助隊の活動（石川県珠洲市）】



【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・力を発揮できない環境下での活動
 - ➔ 長期間かつ大規模派遣に耐えうる資機材の充実、各種装備資機材を利用するオペレータの育成
 - 大雪・防寒対策、熱中症対策を考慮した資機材・装備の充実

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(災害医療体制の充実)

- 研修・訓練等により、**各災害拠点病院の災害派遣医療チーム（DMAT）の機能維持・向上を推進する**必要がある。
- **災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動に必要な知識や技術を有する人材の育成、資機材の整備を通じて、被災時に円滑に活動できる体制の構築を進める**とともに、本県が被災した場合における受援体制の方針等を含むマニュアルなどを整備する必要がある。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・自然災害時に被災地での医療活動を担うDMATについては、新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施していく必要がある。
- ・どの地域で大規模災害が発生した場合でも被災地における精神保健医療機能を維持することにより災害関連死を抑制するため、全ての都道府県においてDPAT先遣隊の整備を進めていく必要がある。

【能登半島地震におけるDMAT現場活動（患者搬送）】



【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・災害関連死の発生
 - ➔ DPAT(災害派遣精神医療チーム) 及びDWAT(災害派遣福祉チーム)の訓練の実施

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

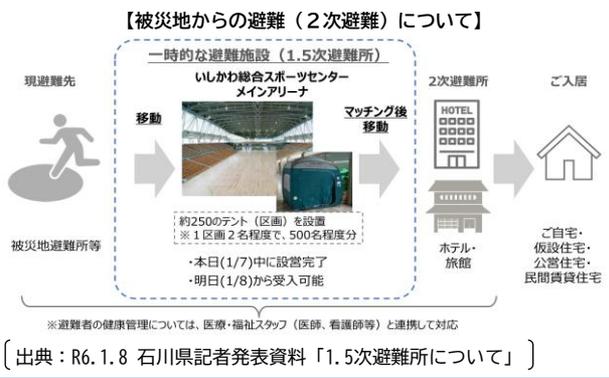
※**朱書き**部分は「脆弱性評価」におけるポイント

長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所環境の充実)

○ **環境の整ったホテル・旅館を活用した2次避難のあり方や実施方法等について、令和6年能登半島地震での事例も踏まえながら検討を進める**必要がある。また、**市町村と宿泊施設との災害時応援協定の締結を促進**するため、引き続き市町村の取組みを支援する必要がある。**新規**

- 【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】
 - ・避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、地方公共団体における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促していく必要がある。
- 【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】
 - ・2次避難における諸課題の発生
 - ➔ 多様な避難を想定した避難先の確保及び情報提供体制の強化
 - 国の整理を踏まえた2次避難に関する県・市町村・関係団体との検討会の実施



(避難所の防災機能の向上)

○ 避難所に指定されている県立学校の**体育館の館内トイレ及び附属する屋外トイレの洋式化、バリアフリートイレの整備、体育館等への空調設置を推進し、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化**必要がある。また、市町村に対し、国からの通知や国庫補助制度の周知を図ることにより、**市町村立小・中学校等施設の非構造部材の耐震化、バリアフリー化、空調設置等を促進**する必要がある。**新規**

- 【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】
 - ・災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設(公民館)、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進めていく必要がある。特に、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、地方公共団体における個別施設計画の内容の充実を促しつつ、地方公共団体における計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進していく必要がある。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することが必要である。
- 【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】
 - ・避難生活の長期化に即した十分な食事や環境の不備
 - ➔ 学校体育館等における空調設備の整備の推進



4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

県庁及び市町村役場の職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下

(災害初動対応力の強化)

- 大規模災害発生時に、国や他県に対し円滑に職員の応援要請が行えるよう、引き続き他県での災害支援の経験や教訓を活かした受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討する必要がある。また、災害による被害を最小限に食い止めるため、令和6年能登半島地震などこれまでの災害教訓を訓練シナリオに盛り込んだ、県内42の市町村や関係機関が参加する実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施していく必要がある

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、どのような事態でも臨機に対応することで限られた人員でも十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体OB・OGの活用についても考慮しつつ、検討する必要がある。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入することが望ましい。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・災害対応職員等の受入れ体制に関する諸課題
 - ➔ 応援職員の受入れホーレイン（体制、執務室、宿泊場所、女性への配慮等）に関する受援計画等への規定の整備
防災訓練における応援職員の受入訓練の実施



(切れ目のない被災者生活再建支援)

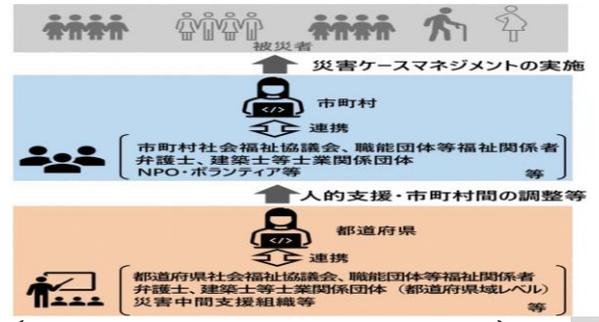
- 避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な支援が受けられるよう、避難所という場所に着目した支援から、避難者等一人ひとりに着目した支援へ転換を図る必要がある。こうした支援は被災者が抱える様々な課題に対応するための専門性が求められることから、「災害ケースマネジメント」の考え方を取り入れ、県、市町村、関係者間での支援のあり方について議論を深め、災害時に機能する体制を構築していく必要がある。新規

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして地方公共団体等へ情報展開を行っておくことが必要である。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・災害関連死の発生
 - ➔ 災害ケースマネジメントの推進



【出典：内閣府「災害ケースマネジメント 実施の手引き」】

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(災害に強い森林づくり)

○ 県土の8割を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の公益的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林へ誘導するための**間伐等の森林整備を計画的に推進する**必要がある。また、重要インフラ施設周辺の森林等のうち特に緊要度の高い区域については、**森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取組みを推進する**必要がある。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を推進する必要がある。
- ・豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施と、これらの実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進する必要がある。あわせて、近年の災害を踏まえ、鉄道等の重要インフラ施設周辺の森林整備が必要である。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。



幹線道路・鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響

(緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保)

○ 令和6年能登半島地震では、橋梁と道路の接続部での段差や斜面・盛土構造物の崩落により、多数の道路が寸断したことから、医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等への通行が確保できるよう、**緊急輸送道路の整備、橋梁耐震・段差対策及び斜面对策等の整備を進めていく**必要がある。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・その他、道路橋梁の耐震補強、道路の土砂災害防止対策、緊急輸送道路の無電柱化対策、道路の啓開に係る体制整備などを推進する必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・道路の損壊や土砂崩れなどによる多数の交通寸断の発生
 - ➔ 地震に強い道路ネットワークの構築に向けたインフラ整備の強化



出典：R6.3.26 国土交通省「令和6年能登半島地震道路構造物（橋梁、土工、トンネル）の被害分析」

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

○ 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、**災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整や、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を含んだ県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。**このため、**災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。**

【令和2年7月豪雨：災害廃棄物仮置場（下呂市）】



【出典：環境省HP「災害廃棄物対策フォトチャンネル」】

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じ災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組んでいく必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・廃棄物及びし尿の処理
 - ➔ 市町村等が設置する廃棄物の仮置場候補地の状況把握及び確保の働きかけ
仮置場候補地として検討できる国有地又は県有地の情報整理及び市町村への提供
職員に対するより実践的な教育訓練の実施

災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ

(防災人材の育成・活躍促進)

○ 高齢化や過疎化が進む地域では、災害時に地域で支え合う共助の機能が希薄となることから、**防災士や消防団など地域において防災リーダーとなりえる人材の育成を図るとともに、こうした防災リーダーによる防災教育や防災訓練を充実させる必要がある。****新規**

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・大規模地震発生時に被災した各地方公共団体における災害マネジメント機能を確保するため、地方公共団体の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等を推進する必要がある。また、消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する必要がある。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・自らの命は自ら守り、地域でともに助け合う意識の必要性
 - ➔ 地域住民が中心となった避難所運営の必要性に関する平時からの周知徹底
自治会毎又は自主防災組織毎の防災研修・防災訓練の実施、地域と一体となった消防団員の確保

【輪島市消防団による消火活動】

【珠洲市消防団による避難所運営支援】



【出典：R6. 4. 15 令和6年能登半島地震に係る検証チーム(第3回)「令和6年能登半島地震における各省庁の避難所運営等に係る対応状況」】

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(文化財等の保護対策の推進)

- **地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、防災設備・耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を継続する必要がある。**

【令和2年7月豪雨：大湫神明神社の大杉の倒木(瑞浪市大湫町)】



【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・国民の財産である文化財への被害を抑えるには、消火栓・放水銃等の整備や、格子壁等による耐震補強、耐震診断、修理の際の補強工事、施設整備、地盤の崩落防止措置、適切な周期での必要な整備等により、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者等の安全を確保することが重要である。
- ・個々の地域において保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組が必要である。

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- **建設型応急住宅**については、引き続き市町村と連携し**必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体による供給能力等の把握に努める**ほか、**木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。****賃貸型応急住宅**については、円滑に提供できるよう、マニュアルに基づき、**市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図る**必要がある。

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

- ・大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等について、事前の備えとして地方公共団体等へ情報展開を行っておくことが必要である。

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・応急仮設住宅の供給に関する諸課題の発生
 - ➔ 応急仮設住宅の早期着工に向けた建設可能用地リストの情報の充実
 - 被災地の施工実績を踏まえた建設可能戸数の再算定
 - コミュニティの維持に配慮した応急仮設住宅への入居促進

【ふるさと回帰型応急仮設住宅】



【まちづくり型応急仮設住宅】



【出典：石川県HP「応急仮設住宅（建設型）について」】

4 脆弱性評価

○ 主な「脆弱性評価」の項目

※朱書き部分は「脆弱性評価」におけるポイント

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(復興事前準備・事前復興の推進)

○ 被災後には早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じることが予測されることから、**防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを準備する復興事前準備の取組みを進めておくことが重要**となる。このため、**国のガイドラインや手引きを適宜情報提供し、市町村が地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進められるようにする**必要がある。また、「石川県創造的復興プラン」に基づく石川県の復興状況についても注視し、**本県における事前復興の推進に資する**必要がある。 **新規**

【「国土強靱化基本計画」において関連する主な「脆弱性評価」】

・復興まちづくりのための事前準備に未着手の地方公共団体に対して取組着手を促進するとともに、優良な事例の横展開やガイドラインの策定等により、既に復興事前準備に取り組んでいる地方公共団体についても、事前復興まちづくり計画の策定など、各種取組内容が充実するよう支援する必要がある。また、こうした地方公共団体の取組については、地域の特性に応じた復興まちづくりを計画的に進めていくための取組となるよう留意する必要がある。



【出典：石川県HP「石川県創造的復興プラン」】

孤立の長期化、救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態

(災害から命を守る岐阜県民運動の推進)

○ 県民総ぐるみで自助と共助の底上げを一層強力に推し進めるため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど**県民の防災意識・知識の更なる向上を図る**必要がある。このため、「**災害から命を守る岐阜県民運動**」を子どもから高齢者まで**全ての世代を対象に幅広く展開するとともに、県や市町村、消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験も活かしながら、実効性のある啓発運動となるよう関係者一丸となって取り組む**必要がある。

【令和5年度 防災教育フェア】

【「震災対策の見直し」において関連する主な「課題」及び「今後の対策の方向性」】

- ・自らの命は自ら守り、地域でともに助け合う意識の必要性
 - ➔ イベントや出前講座、広報を通じた県民への災害への備えの啓発強化
 - 地域住民が中心となった避難所運営の必要性に関する平時からの周知徹底
 - 自治会每又は自主防災組織毎の防災研修・防災訓練の実施
 - 県民に対する災害の危険がない地域への住まいの確保の啓発、県民へ耐震性のある住まいの確保の啓発



4 脆弱性評価

○ 削除する主な「脆弱性評価」の項目 (事業の完了、脆弱性評価の統合等により13項目削除) ※ ()内の施策項目は第2期計画時点のもの

(総合的な水害対策の推進)

- 平成30年7月豪雨で甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。

➤ 津保川の緊急的な河道掘削等の治水対策は、「第2期岐阜県強靱化計画」の期間内で完了

【関連指標の進捗】

- ・平成30年7月豪雨で被災した津保川の緊急対策による改修済割合（要改修延長のうち完成断面になった延長の割合）

[平成30年] 0% ➔ [令和6年] 100%

(庁舎等の防災拠点機能の確保)

- 平成29年度で全ての総合庁舎の耐震補強工事を完了している。県庁舎の建替えについては、災害対応の中核拠点として機能できるよう、着実に整備を進める必要がある。また、建替えに際しては、災害対応に従事する職員等が円滑に活動できるよう、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備する必要がある。

➤ 災害対応の中核拠点となる県庁舎の建替え工事が完了し、防災拠点となる県有施設の耐震化は全て完了
➤ 県庁舎5階には、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を備えた常設の災害対策本部スペースを確保

- 浸水が想定されている総合庁舎について、受変電設備、非常用発電設備、幹線系統の更新工事により浸水対策を実施する必要がある。

➤ 浸水が想定される総合庁舎（西濃、中濃、可茂、揖斐、郡上、下呂）の浸水対策は、「第2期岐阜県強靱化計画」の期間内で全て完了

【関連指標進捗】

- ・浸水が想定される総合庁舎のうち対策実施済み総合庁舎箇所数（累計）

[令和元年] 1箇所 ➔ [令和5年] 6箇所

5 今後のスケジュール

今後の震災対策・強靱化計画見直しのスケジュールは、以下を予定

